

## ○ 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター 研究紀要刊行内規

制定 平成28年5月11日  
改正 平成30年6月20日  
改正 令和元年7月29日  
改正 令和2年8月31日  
改正 令和3年10月25日  
改正 令和4年6月23日

### (趣旨)

第1条 山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）は、紀要編集委員会を構成し、毎年、年度末にその年度の研究の成果を研究紀要にまとめ、これを「教育実践学研究」（以下「センター紀要」という。）として刊行する。

### (目的)

第2条 センター紀要は、本学部・本研究科・本学域及び附属学校園の教員等の教育実践研究の推進に資する研究論文等を掲載し、教育実践研究の推進に貢献することを目的とする。

### (投稿資格等)

第3条 本誌に研究論文等を投稿できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学域、本研究科教員、本学部教員（附属学校園教員・非常勤講師を含む。）
- (2) 本学域、本研究科・本センター客員教授、本センター研究員及び本センター研究協力者
- (3) 本研究科所属の大学院生・特別支援教育専攻科所属の学生（ただし指導教員等の承認が必要）
- (4) 本研究科の修了生（ただし、本学域教員との共著を原則とする）
- (5) その他、センター研究紀要編集委員会が認めた者

第4条 投稿の申込は、原則として論文の筆頭著者が行うものとする。

第5条 投稿できる原稿の編数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 筆頭著者としての投稿論文は、1号につき一人1編とする。
- (2) 投稿原稿は、1編につき刷り上がり20頁以内とする。

第6条 センター紀要の内容は、教育実践研究を直接の対象とする「教育実践研究編」と、これを支える諸科学の研究を対象とする「基礎研究編」、及びセンターの諸活動報告を中心とする研究情報等の提示を柱として構成する。

第7条 論文・報告は、未発表のものに限る。ただし、口頭発表等の場合はこの限りではない。

### (編集)

第8条 原稿の採択・体裁の決定、発行は、紀要編集委員会が行う。

### (執筆要項等)

第9条 執筆要項は、別に定める。

(著作権等)

第10条 投稿原稿の中で引用する文章や図表の著作権に関する問題は、著者の責任において処理する。

第11条 掲載された論文等の著作権は、原則としてセンターに帰属する。センターは、Web等を通じて論文等を公表することができる。特別な事情により著作権をセンターに帰属させることが困難な場合には、申し出により著者とセンターとの間で協議の上措置する。

第12条 掲載された論文等の著者は、出典を明記することにより、掲載論文等をセンターの許諾無しに、印刷媒体・Web等を通じて、複製・転載・公開することができる。

(雑則)

第13条 この内規を改正しようとするときは、センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要刊行内規（平成27年6月10日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成30年6月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和元年7月29日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和2年8月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和3年10月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年6月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。